

新型コロナウイルス感染症対策対応事業者 支援金支給申請マニュアル

※対象商品購入前に必ずお読みください。領収書等については、ルールに沿ったものがが必要です。

※この支援金は予算に限りがあります。予算に達した場合は、その時点で受付終了とします。予めご了承ください。

※この支援金は、令和2年9月田原市議会で田原市から商工会への補助金が可決された場合に実施するものとなります。

(田原市商工会・渥美商工会)

第 I 部 制度の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中小企業・個人事業者が行う感染拡大防止の取り組みを商工会が支援することで、安心安全な店舗づくりが図られ、市内の消費拡大に繋げることを目的とする。

2 対象者

下記のいずれにも該当することが必要です。

(1) 市内に店舗がある事業者（中小企業者、個人事業主、収益事業を行っている特定非営利活動法人）であること。

ただし、医療機関・各種法人・各種組合・農業者・任意団体は、対象外とします。

○市内に店舗があれば、市外に本店がある事業者も対象にします。

○自宅兼店舗（事業所）は対象とします。

○申請及び支給時点で廃業していないこととします。

○中小企業者とは中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

○申請時点で開業しており、営業を開始していることとします。

※新規に事業を始めた事業者は、申請までに税務署へ開業届を出していること。

また、法人は申請までに法人設立届を税務署に提出していること。

(2) 新型コロナウイルス感染防止対策宣言事業所であること。

田原市商工会・渥美商工会が実施している『新型コロナウイルス感染防止対策宣言事業所』に申し込み済で、ポスター及びステッカーを掲示すること。

3 支援金額

支援金額は、支給対象経費の 3/4 とし、上限 7 万 5 千円とします。

なお、支援金額が 7 万 5 千円を下回る場合は、千円未満は切り捨てとします。

また、申請は、1 事業者 1 回限りとし、店舗が複数ある場合も、事業者単位とします。

4 申請窓口

田原市商工会・渥美商工会（主たる店舗がある地域の商工会とします。）

5 申請期間

令和 2 年 10 月 1 日(木)～令和 2 年 11 月 30 日(月)

6 事業対象期間

令和 2 年 9 月 1 日(火)～令和 2 年 11 月 30 日(月)までの間に感染症対策用品を購入、設置、支払が完了していることとします。

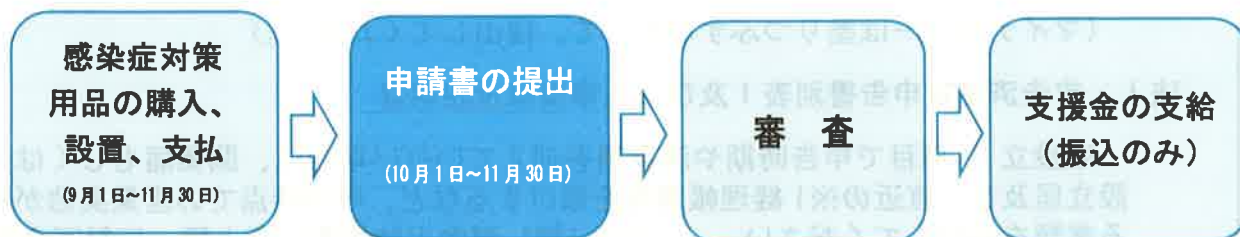
※感染症対策用品は、このマニュアルにある【対象品・非対象品チェックリスト】で確認してください。

なお、チェックリストにない用品は、必ずご相談ください。

第Ⅱ部 申請手続き等

1 受給までの流れ

本支援金の支給までの手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和2年10月1日(木)~11月30日(月)の2か月間

ただし、期間中の平日(土・日・祝日を除く)9時から17時まで

※期限を過ぎた場合は、一切受付できません。

3 申請の手続き

本支援金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、提出後5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

① 様式第1号 新型コロナウイルス感染症対策対応事業者支援金申請書(請求書)

② 様式第2号 対象経費内訳書

・令和2年9月1日(火)~11月30日(月)の間に購入し、このマニュアルの最後にある【対象品・非対象品チェックリスト】内の【対象品】に限ります。

・消費税は、対象としますが、送料、代引き・振込手数料は、対象外とします。

③ 領収書または支払ったことがわかる書類

・上記②対象経費内訳書にある用品を購入した際の領収書または支払ったことがわかる購入日入りの証拠書類(レシート等)が必要です。

※インターネットで購入した用品等は購入済画面のスクリーンショット等可。

(ただし、購入日等が明確にわかるもの。)

※領収書の場合は、何を何個いくらで購入したか個別でわかるものがが必要です。

(品代・除菌用品一式等では認めることはできません。)

※購入前に対象用品であることを必ず確認してください。

④ 実施状況がわかる写真(用紙への印刷も可)

・設置タイプの用品の場合は設置した状態の写真。

・消耗品等の場合は、購入用品の個数が把握できる写真。

⑤ 営業活動がわかるもの（営業活動が確認でき、申請時点で廃業していないこと。）

◎直近の申告済確定申告書の控え（個人：所得税、法人：法人税）

個人：申告済確定申告書 B 第 1 表もしくは確定申告をしていない場合は、市民税申告書
（マイナンバーは塗りつぶすなどして、提出してください。）

法人：申告済確定申告書別表 1 及び法人事業概況説明書

※設立 1 期目で申告時期や決算期を迎えていない場合は、開業届もしくは法人
設立届及び、直近の※1 経理帳簿等を添付するなど、申請時点での営業実態がわか
る書類を添付してください。 ※1（例）現金出納帳簿、売上簿、店舗写真等

⑥ 振込先口座が分かる書類

- ・普通口座：通帳の見開きページ（名義人のフリガナ記載ページ）の写し
- ・当 座：当座勘定照合表もしくは残高証明書等口座番号がわかるものの写し

※申請者と同一名義に限る。

※申請書等は 9 月 30 日（水）までに商工会 HP 掲載及び商工会窓口を設置します。

〔 田原市商工会 ホームページ <https://www.tahara.or.jp/> /
渥美商工会 ホームページ <https://www.atsumi.or.jp/> 〕

○必ず控えをとり各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

申請に必要な書類一式を確認の上、商工会窓口へ直接提出願います。

（特に、申請書裏面の添付書類が全て揃っていることを必ず確認してください。）

6 支給方法

商工会による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して指定口座に支援金を振り込みます。（※振込通知はありません。入金をもって完了とさせていただきます。）

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、後日、連絡させていただきます。

7 その他

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により支援金の支給を受けた場合は支援金を返還していただきます。

8 お問合せ先

田原市商工会 田原市田原町倉田 10-2 電話 0531-22-6666

渥美商工会 田原市古田町宮ノ前 32-6 電話 0531-33-0441

【対象品・非対象品チェックリスト】

今回の支援金は、市内の事業者の皆様方にコロナウイルス感染症対策を短期間で集中的に支援させていただくということで準備させていただきました。事業者の皆様方には、対象となる品に追加してほしい品がある場合もあろうかと思いますが、支給の簡素化・受付業務の混乱を防ぐため、このチェックリストに掲載している【対象品】のみ対象とさせていただきます。ご理解、ご協力願います。

【対象品】

区分	品目	補足等
飛沫防止	アクリル板・ガラス板等の飛沫防止パーテーション	飛沫防止対策として使用するもの
	ビニールカーテン、ビニールシート、ビニールフィルム	飛沫防止対策として使用するもの
	ついたて・間仕切り	飛沫防止対策として使用するもの
	上記飛沫防止対策用品を固定するための用品	作業工賃は対象としない (対象例・・・パイプ・スタンド)
	ゴーグル・フェイスシールド	飛沫防止対策として使用するもの
	マスク	経営者及び従業員が店舗において1年間使用する量に限る
店内換気	サーキュレーター・扇風機	店内換気対策として使用するもの
防汚・除菌	ハンドソープ・せっけん	店舗で概ね1年間の使用分のみ
	手拭用ペーパータオル	店舗で概ね1年間の使用分のみ
	室内用洗剤（風呂・食器用洗剤は除く）	店舗での除菌用として使用するものに限る
	消毒用アルコール・ジェル	店舗で概ね1年間の使用分のみ
	次亜塩素酸ナトリウム消毒液（次亜塩素酸水は対象外）	店舗で概ね1年間の使用分のみ
	アルコール除菌スプレー	アルコール除菌スプレーと表記のあるもの（今回アルコール濃度は問わず対象とする）
	スプレーボトル	除菌用アルコール等を入れて除菌用として使用する場合に限る
	除菌用ウェットティッシュ、除菌シート	店舗で概ね1年間の使用分のみ 【30枚入り以上のものに限る】
	掃除シート（床・トイレ）・シート固定用本体	店舗で概ね1年間の使用分のみ
	消毒用ポンプスタンド	足踏み式で消毒液が出るもの
	オートディスペンサー	手をかざすだけで消毒液・せっけんが出るもの
	ビニール・ゴム手袋	店舗で概ね1年間の使用分のみ
その他	非接触型体温計	今回対象とします（非接触型に限る）
	キャッシュレス端末	専用端末のみ（他の用途に使えるものは不可）
	キャッシュトレイ	今回対象とします
	その他	その他商工会が認めるもの【※基本は上記のみ。もし要望があれば必ず購入前に相談願います。】

※基準として、消耗品に関しては概ね1年間の使用分のみ対象とさせていただきます。

※設置費・作業工賃等は認められません。感染症対策用品代のみが対象となります。

（インターネット注文の送料・代引き手数料や振込手数料は対象外となります。）

※ご不明な点は購入前にご相談ください。相談なく購入され、対象外になっても一切の責任を負いません。

【非対象品の一例】

区 分	品 目	補 足 等
店 内 換 気	換気扇・天井扇	今回は対象としない
	空気清浄機	独自の研究結果等でウイルスに効果があるという商品も出ているが、公的機関からの発表はなく、家庭用に転用しやすいため、今回対象としない
	エアコン	換気・空気清浄機能付きのものもあるが、今回対象としない
	網戸・窓	今回は対象としない
防 汚 ・ 除 菌	噴霧装置	今回は対象としない
	除菌器・空間除菌ユニット	今回は対象としない
	アルカリ電解水	PHが高いものは有効とされているが、品質にバラつきがあり、長期間効果を持続できる保証等もないため
	次亜塩素酸水	有効塩素濃度が高いものは効果があるとされているが、品質にバラつきがあり、長期間効果を持続できる保証等もないため
	携帯用除菌用ウェットティッシュ・除菌シート	10枚入り等の携帯用は、家庭用に転用しやすいため、今回は対象としない
	各種ケース（ペーパータオル・せっけん・消毒用）	今回は対象としない
	アルカリ電解水・次亜塩素酸水生成器	今回は対象としない
そ の 他	家庭用洗剤（風呂・食器用洗剤）	コロナ禍以前も業務用として使用しているため
	コロナ対応PRグッズ	今回は対象としない
	床マーク等の表示物	今回は対象としない
	送料・代引手数料	今回は対象としない

※上記は対象とならない品の一例であり、【対象品】以外を対象外となります。

「今回は対象としない」と表記のあるものについては、新型コロナウイルス感染症対策に有効となるものも多く含んでいますが、少しでも多くの方に一日でも早く最低限の取り組みをしていただきたく、対象外の品を設定しました。ご了承ください。